

図 鳥取県漁協福部支所における組合員数の推移

## ②資源管理措置に対する評価

福部地区における漁獲量は低い水準で推移しているが、資源水準は安定しており、管理計画による漁獲努力量削減措置はコウイカ類の資源維持に寄与しているものと判断された。

## (5) 計画の改善・高度化の検討

コウイカの資源管理計画は、当該漁業への依存度が高い福部地区でのみで策定されている。コウイカ類の漁期は春季に限定されているが、漁場が近く、漁業経費率も比較的低いため、他地区でも沿岸漁業者の重要な収入源となっている。

資源管理計画による休漁措置は、資源を維持していく上で重要であり、今後も同様な取組の継続が必要と考えられる。

## (6) 資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
9月から翌年3月の間休漁	なし	現行措置の継続	なし

## 鳥取県におけるシラス（カタクチイワシ）の資源管理

### （1）鳥取県におけるシラス（カタクチイワシ）の資源及び漁業の概要

鳥取県におけるカタクチイワシの水揚げは、大中型まき網漁業による量が多く、沿岸漁業では主にいわし・あじ機船船びき網とすくい網により漁獲される。

平成 26 年度（2014 年度）の資源評価調査によると、カタクチイワシの対馬暖流系群の資源状況は低位減少傾向にあると判断されている。なお、本県の沿岸漁業におけるシラス（カタクチイワシの幼魚）の漁場は、県西部の美保湾内及びその周辺に限定されている。このため、漁獲量は資源状況よりも当該海域の漁場形成の動向に、より影響を受けていると考えられる。

いわし・あじ機船船びき網は 1 そうびき許可と 2 そうびき許可があり、県西部においてそれぞれ 5 件、2 件の許可が出されている。また、当該漁業は許可の制限又は条件により漁期が 10 月 15 日から 5 月 31 日（2 そうびき）または 3 月 31 日（1 そうびき）までに制限されている。

### （2）資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
境港地区	4

#### ②管理措置の概要

本県に水揚げされるカタクチイワシは、境港でのまき網漁業（大臣許可又は他県の知事許可）による量が圧倒的に多く、沿岸漁業（船びき網、すくい網）による漁獲量は、その 1/10 ~ 1/100 程度である。

いわし・あじ機船船びき網漁業については、現状の資源を維持するための方策として、1 地区で資源管理計画が策定され、下記の自主的措置により、漁獲努力量の削減が図られている。

自主的管理措置	内容
◎ ①休漁日の設定	11 ~ 1 月の 3 ヶ月間 週 1 回相当（12 日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定）

◎資源管理計画による履行確認措置

### （3）平成26年度の自己評価の結果

回答数（計画数）： 1 件	
---------------	--

問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか					
対象資源の漁獲量	資源状況	魚価向上	経費削減	その他	効果を感じない
維持：1 件					

問) 今後必要と感じている取組
現状の取組の継続が必要：1件

#### (4) 資源管理の効果検証

##### ①漁獲量による評価

シラスの資源量及び漁場形成の状況は、年による変動が非常に大きいため、漁獲量の変動も極めて大きい。資源管理計画参加地区（境港地区）の漁獲量は、2003年には1,400トンを超える豊漁であったが、近年は概ね100トン前後で推移している。

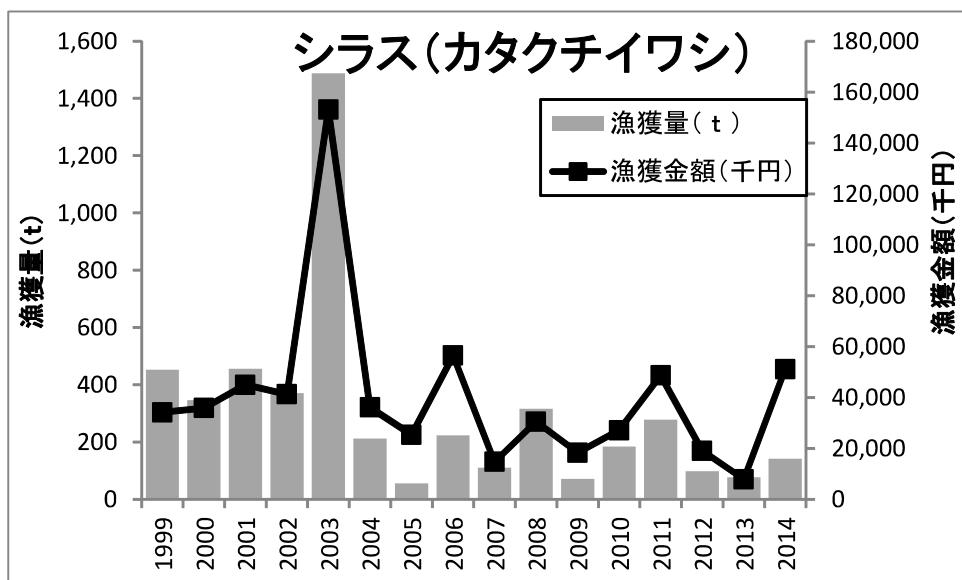


図 境港地区におけるシラス（カタクチイワシ）の漁獲量の推移

##### ②資源管理措置に対する評価

船びき網など沿岸漁場で漁獲されたシラスは、主に加工原料として利用される。資源管理計画による休漁日の導入は、供給過多を防止し、計画的かつ安定的な生産を達成する上で重要な措置と判断される。

#### (5) 計画の改善・高度化の検討

本種は国によるTAC制度導入も検討されている魚種である一方、寿命が短い、加入変動が大きいなどの生物学的特徴があり、数量管理の導入には多くの課題が残されている。

本県の沿岸漁業で水揚げされたシラスは、主に煮干し、しらす干しの原料として利用されている。これらの加工に使用するシラスは高い鮮度を必要とするため、近海漁場で漁獲された沿岸もののシラスは加工原料として需要が高い。

本県の沿岸漁業によるシラスの漁獲量は、まき網漁業に比べ小さいと判断されるが、公的規制による休漁期間の設定と合わせ、漁期中の安定的かつ計画的な漁獲を達成するため、今後も資源管理計画による現行の取組を継続することが重要と考えられる。

（6）資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
11～1月の3ヶ月間、週1回相当(12日以上)の休漁日を設ける(毎年漁期前に決定)	なし	現行措置の継続	なし

## 鳥取県におけるトビウオ類の資源管理

### (1) 鳥取県におけるトビウオ類の資源及び漁業の概要

本県で漁獲されるトビウオ類は、ホソトビウオ（地方名：丸あご）とツクシトビウオ（地方名：角あご）の2種があり、漁獲量は前者の方が多い。漁獲量については、概ね200 t前後で安定しているが、資源状況の詳細については不明である。

トビウオ類は、主に下図に示すとびうおまきあみ漁業によって漁獲され、その他にも刺網、すくい網などで漁獲される。

とびうおまき網漁業は、10t未満の小型漁船により操業される。漁具は下図のような構造をしており、引き綱にぶり板と呼ばれる白く塗った杉板を装着するのが特徴である。

田後、酒津、青谷、赤崎地区などで操業が行われており。漁場は距岸1,000～6,000 mの海域で、漁期は5～8月である。

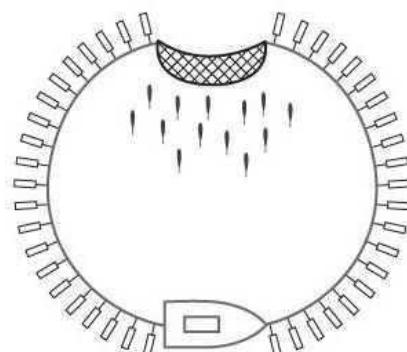


図 とびうおまき網漁業の概略図

### (2) 資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
田後地区、青谷地区、赤崎地区	4

#### ②管理措置の概要

本漁業は漁期も2～3ヶ月程度と短く、県内における実動操業隻数は4隻程度と少ないが、現状の資源状態を維持するため、3地区で資源管理計画が策定され、以下の自主的措置が講じられている。

自主的管理措置	内容
◎ ①休漁日の設定	6～8月の3ヶ月間 週1回相当（12日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定）

#### ◎資源管理計画による履行確認措置

### (3) 平成26年度の自己評価の結果

回答数（計画数）： 3 件	
---------------	--

問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか					
対象資源の漁獲量	資源状況	魚価向上	経費削減	その他	効果を感じない
増加：1 件 維持：2 件	増加：1 件	安定：1 件			変動資源のため不明：1 件

問) 今後必要と感じている取組
現状の取組の継続が必要：2 件

### (4) 資源管理の効果検証

#### ①漁獲量による評価

計画参加地区におけるトビウオの漁獲量は、多少の年変動はあるものの、概ね 150 トン前後で推移しており、安定している。

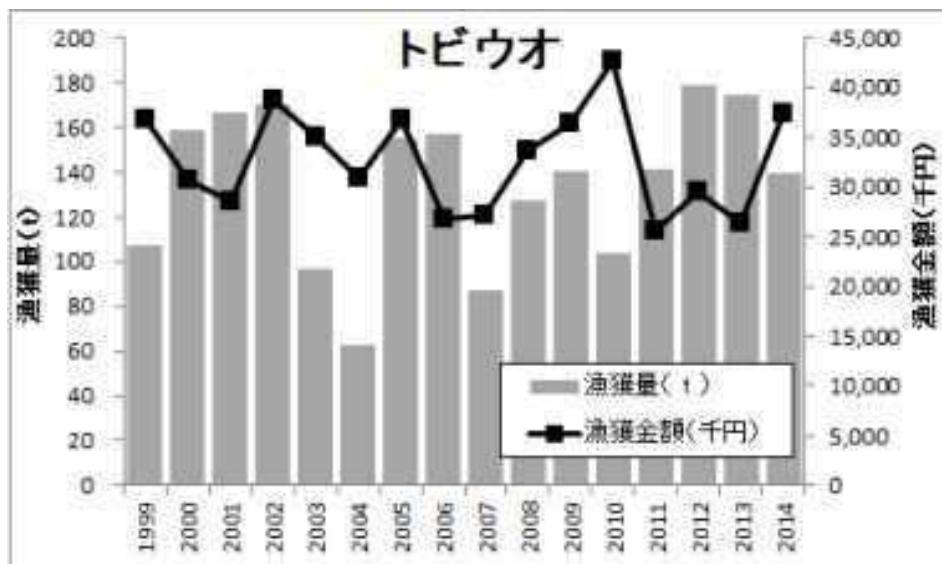


図 資源管理計画参加地区におけるトビウオの漁獲量の推移

#### ②資源管理措置に対する評価

トビウオの漁獲水準は安定しており、管理計画による漁獲努力量削減措置（休漁日の導入）は資源水準の維持に貢献しているものと判断される。加えて、加工原料として利用される本種の需給バランスを維持する上でも、管理計画による休漁日の導入は、計画的かつ安定的な生産を達成する上で重要な措置と判断される。

### (5) 計画の改善・高度化の検討

トビウオまき網漁業は漁期が限定されているため、乗組員の雇用確保が困難なことなど、経営面での課題があるため、実操業隻数は減少傾向にある。このような中、当該漁業は本

県の伝統的な漁業として受け継がれており、水揚された魚は地元名産の「あご竹輪」の原料としても利用されるため、需要は高い。

トビウオの資源を維持し、当該漁業を存続させるためにも、現行の資源管理計画の取組を継続することが重要である。

#### （6）資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
6～8月の3ヶ月間 週1回相当 (12日以上)の休漁日を設ける (毎年漁期前に決定)	なし	現行措置の継続	なし

## 鳥取県におけるシイラの資源管理

### (1) 鳥取県におけるシイラの資源及び漁業の概要

シイラは主にシイラ漬け漁業で漁獲される。この漁法は、漬木に集まったシイラをまき網により漁獲する漁法で（下図）、かつては県内の各地で行われていた。現在は、伝統漁法となり、浜村地区と赤崎地区でそれぞれ1経営体ずつ操業している。漁場は距岸5,000～50,000mの海域で、ここにつけ木が1,500m間隔で1列に30個程度に設置される。漁期は6～10月である。

シイラの資源状況の詳細については不明であるが、本県では従事漁船数の減少等により、漁獲量は減少傾向にある。



図 しいらつけ漁業の概略図

### (2) 資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
浜村地区、赤崎地区	2

#### ②管理措置の概要

シイラ漬け漁業の漁期は短く、シイラの漁獲量は来遊資源の回遊状況に大きく左右される。また、県内における実動経営体数は2経営体と少ない。当該魚種については現状の資源状態を維持するため、2地区で資源管理計画が策定され、以下に示す自主的管理措置が講じられている。

自主的管理措置	内容
◎ ①休漁日の設定	6～8月の3ヶ月間 週1回相当（12日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定）

◎資源管理計画による履行確認措置

(3) 平成26年度の自己評価の結果

回答数（計画数）： 2件	
--------------	--

問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか					
対象資源の漁獲量	資源状況	魚価向上	経費削減	その他	効果を感じない
維持：1件					変動資源のため不明：1件

問) 効果を感じられなかった点			
対象資源の漁獲量	単位努力量当たりの漁獲量	資源状況	その他
減少：1件	減少：1件		

問) 効果を感じられなかった要因					
資源管理措置が不十分	禁漁区設定に問題	海洋環境に問題	漁場形成の変化	取組期間に問題	その他
		来遊量が少ない：1件			

問) 今後必要と感じている取組	
現状の取組の継続が必要：1件	

(4) 資源管理の効果検証

①漁獲量による評価

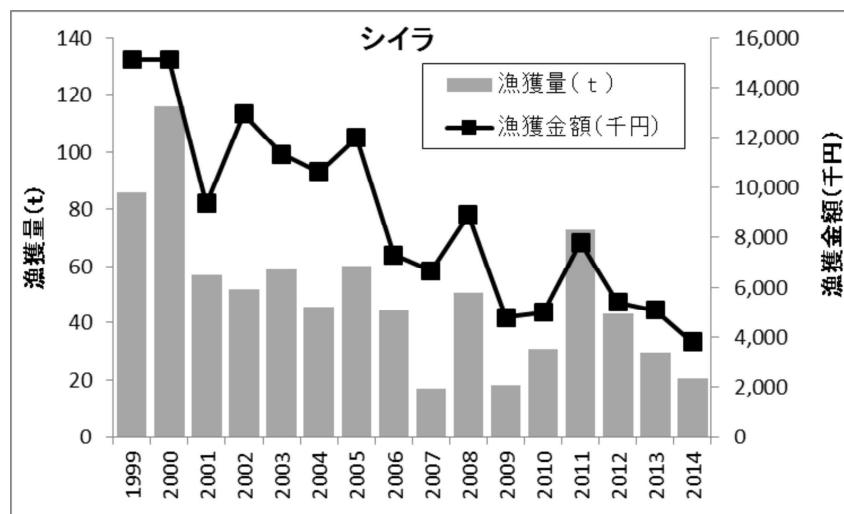


図 資源管理計画参加地区におけるシイラの漁獲量と漁獲金額

本県の資源管理計画参加地区におけるシイラの漁獲量は、2000 年には 116tを記録し、2001 年～ 2006 年は 50t前後で安定して推移した。2008 年以降は 18t（2009年）から73 t（2011年）の間で大きく変動する傾向が認められ、近年は減少傾向にある。

## ②資源管理措置に対する評価

シイラは漁獲変動の大きい資源であるが、管理計画による資源管理措置（休漁日の導入）は、供給過多の防止、漁期中の安定生産に寄与しており、資源の有効利用を図る上で重要な措置と判断される。

## （5）計画の改善・高度化の検討

シイラは暖海性の回遊魚で、鳥取沖には対馬暖流に乗って、西方より回遊してくるものと考えられている。このため、年々の海洋環境の状況、特に対馬暖流の流況により漁場形成が左右されるものと考えられ、これにより漁獲量も大きく変動しているものと考えられる。

一方、地元、特に県中部地区を中心に、シイラを好んで食べる文化があり、シイラ漬け漁業の存続は、食文化の保全の上でも重要である。

本県におけるシイラを対象とした漁業の漁獲努力量は小さいが、漁獲集中を抑制する措置として、資源管理計画による現状の取組を継続し、資源を有効に利用することが重要である。

一方、当該漁業は漁場までの距離が遠く、燃油消費量の多い漁業であるため、船底清掃、防汚塗料の塗布などの省燃油活動に努めることで、漁業経営の改善が図られるものと考えられ、資源管理計画へ記載することを提案する。

## （6）資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容（現行）		資源管理指針・資源管理計画 見直し（案）	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
6～8月の3ヶ月間、週1回相当（12日以上）の休漁日を設ける（毎年漁期前に決定）	なし	現行措置の継続	省燃油活動（船底清掃、防汚塗料の塗布）

## 鳥取県におけるバイの資源管理

### (1) 鳥取県におけるバイの資源及び漁業の概要

バイ（地方名：キンコバイ、黒バイ）の漁獲量は1987年から10年以上の間、低水準で推移した。これは、船底塗料に含有している有機スズ等の環境ホルモンの影響により雌貝が雄化し、再生産能力が低下したことが原因と考えられている。しかし、1989年以降、国内で有機スズを含有する船底塗料の使用が禁止され、これ以降、バイの資源は回復基調が認められている。

バイは主にばいかご漁業で漁獲され、特に県西部美保湾での漁業が盛んである。また、バイは第一種共同漁業権魚種となっており、漁業権が設定された海域では、これを免許された者以外は採捕することが出来ず、漁期や漁獲サイズの規制については、漁業権行使規則により規定されている。

### (2) 資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
賀露地区、酒津地区、浜村地区、泊地区、淀江地区	30

#### ②管理措置の概要

バイは第一種漁業権魚種として各地先で資源管理が行われているが、これに加え、県下5地区で策定された資源管理計画及び2010年に策定された鳥取県バイ資源回復計画により、下記の自主的措置が講じられている。

#### 【バイカゴ漁業】

自主的管理措置	内容
◎△ ①休漁期間の設定	10月～翌年2月の間 休漁
△ ②サイズ制限	殻高 3cm 以上
△ ③かご数制限	万能かご 200 個/隻、または丸かご 400 個/隻まで
△ ④保護区の設定	
□ ⑤産卵器設置	

#### ③資源管理計画による履行確認措置

- △鳥取県バイ資源回復計画による自主的措置（資源管理計画に記載されたその他措置）  
□上記計画に記載されていないが、現在実施されている措置

### (3) 平成26年度の自己評価の結果

回答数（計画数）： 5 件	
---------------	--

問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか					
対象資源の漁獲量	資源状況	魚価向上	経費削減	その他	効果を感じない
増加：3件 維持：2件	増加：1件				

問) 今後必要と感じている取組
現状の取組の継続が必要：4件
産卵器設置など資源増殖の取組を推進すべき：2件

#### (4) 資源管理の効果検証

##### ①漁獲量による評価

資源管理計画参加地区のバイの漁獲量は、1999年から2002年は2t前後を推移していたが、2003年以降近年まで徐々に増加した。特に、資源管理計画を策定した2011年には著しく漁獲量が増加し、その後も概ね10t前後の水準で比較的安定して推移している。

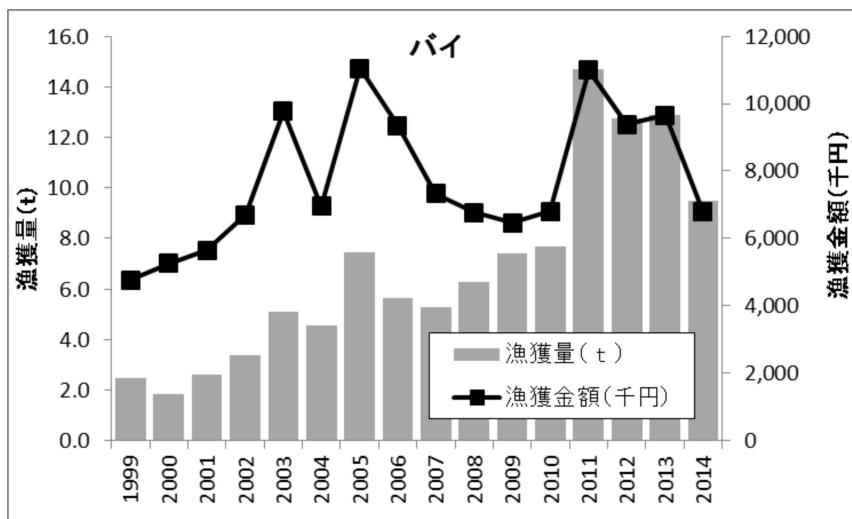


図 資源管理計画参加地区におけるバイの漁獲量の推移

##### ②資源管理措置に対する評価

バイは2011年以降、資源管理を強化した結果、顕著な資源回復傾向が認められている。これは、産卵期を中心とした休漁、保護区の設定などによる漁獲抑制措置や、種苗放流、産卵器設置による積極的な培養措置が、資源の底上げに貢献していることを示唆している。また、資源の増加と相まって、漁業者の当該資源への依存度も高まっているが、漁具規制による一人当たりの漁獲努力量の抑制や漁獲サイズの規制は、資源の有効利用上重要な役割を果たしていると判断される。

## （5）計画の改善・高度化の検討

ばいかご漁業は、「漁場までの距離が近い」、「労力が少ない」、「経費率が低い」等の特徴がある。このため、高齢化が進む各漁業地区では非常に重要な漁業となっているが、近年のバイの資源回復により、より一層当該漁業への依存度が増している。

さらに、近年の顕著な資源回復は、当該魚種に対する漁業者の資源管理の意識啓発にも大きく寄与しており、今後も資源管理計画による現行の取組を継続する事は極めて重要である。

また、2011年に県の試験研究機関が技術開発した産卵器設置の取組などの積極的な増殖措置についても、高い資源培養効果が認められており、技術の普及を図る事でさらなる資源の増加も期待され、資源管理計画に記載することを提案する。

## （6）資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
10月から翌年2月の間休漁	サイズ制限 (殻高3cm以上) かご数制限 (万能かご200個/隻、または 丸かご400個/隻まで) 保護区の設定	現行措置の継続	現行措置の継続 <u>産卵器の設置</u>

## 鳥取県におけるタコ類の資源管理

### (1) 鳥取県におけるタコ類の資源及び漁業の概要

タコ類（主にマダコ）の資源状況の詳細については不明であるが、近年の漁獲量は減少傾向にある。タコ類は小型底びき網等での混獲もあるが、主にたこつぼ漁業で漁獲される。この漁業については、本県では美保湾地区で盛んに行われており、他の地区ではほとんど行われていない。たこ（タコ）は第一種共同漁業権魚種となっており、たこつぼ漁業については調整規則等による公的な規制が定められていない。

### (2) 資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
淀江地区	6

#### ②管理措置の概要

たこつぼ漁業は、操業地域が限定された漁業であるが、1地区で資源管理計画が策定され、下記に記す自主的措置が講じられている。

自主的管理措置	内容
◎ ①休漁期間の設定	7月15日～10月15日の間休漁

◎資源管理計画による履行確認措置

### (3) 平成26年度の自己評価の結果

回答数（計画数）： 1件	
--------------	--

問) 資源管理計画取組前後で効果を感じたか					
対象資源の漁獲量	資源状況	魚価向上	経費削減	その他	効果を感じない
維持：1件					

問) 今後必要と感じている取組
現状の取組の継続が必要：1件

### (4) 資源管理の効果検証

#### ①漁獲量による評価

淀江地区のタコの漁獲量は、1999年から2001年は20～50tで推移していたが、2002年以降は3tから35tの間で大きく変動しながら推移している。

主要構成種であるマダコは、定着性の強い魚種であるにもかかわらず、漁獲量が大きく変動しているのは、資源水準が年によって大きく変動していることを反映しているものと推察される。これは、本種の寿命が短いため、水温などの海洋環境の影響により、発生量や生残率が大きく変動していることに起因しているものと推測される。

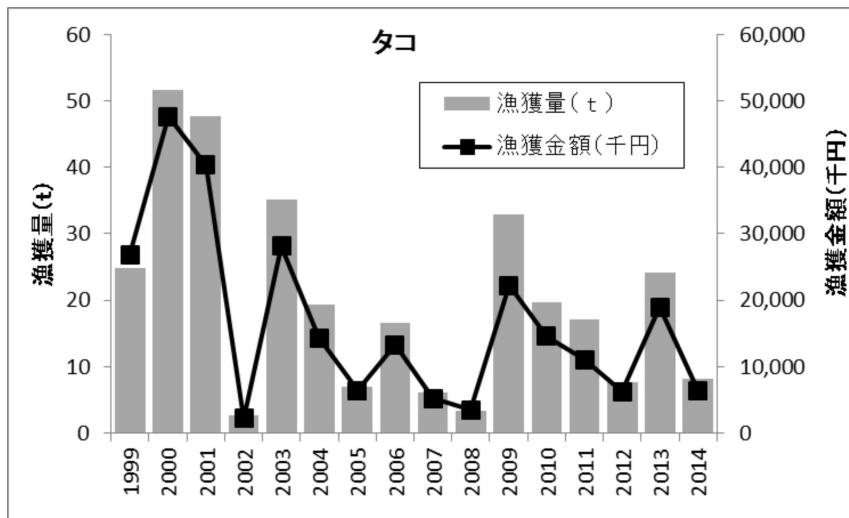


図 淀江地区におけるタコの漁獲量の推移

## ②資源管理措置に対する評価

マダコの産卵期は春から初夏と考えられており、本種の再生産を促進する上で管理計画による休漁期間の導入は極めて重要な措置と判断される。

### (5) 計画の改善・高度化の検討

タコ類（マダコ）の漁場は限定されており、資源管理計画はたこつぼ漁業への依存度が高い淀江地区でのみで策定されている。当該漁業は、漁場も近く、経費率も比較的低い漁業であり、同地区的漁業者にとっては、重要な収入源となっている。

今後も、資源を有効かつ持続的に利用する上で、産卵期を中心とした休漁期間を設ける事は重要であり、資源管理計画による現状の取組を継続する事が重要である。

### (6) 資源管理指針・資源管理計画の見直しに対する提案

資源管理指針・資源管理計画 記載内容(現行)		資源管理指針・資源管理計画 見直し(案)	
履行確認措置	その他措置	履行確認措置	その他措置
7月15日～10月15日の間休漁	なし	現行措置の継続	なし

## 鳥取県におけるカワハギ類の資源管理

### (1) 鳥取県におけるカワハギ類の資源及び漁業の概要

本県で漁獲されるカワハギ類は、カワハギ、ウマヅラハギ、ウスバハギなどがあるが、これらの中ではウマヅラハギの漁獲量が圧倒的に多い。平成 26 年度（2014 年度）の資源評価調査によると、日本海、東シナ海系群のウマヅラハギの資源動向は低位横ばい傾向にあると判断されている。

ウマヅラハギはかわはぎかご網漁業（かわはぎたも網漁業）で主に漁獲される。この漁業は、2003 年頃より従事者数が増加し、特に県中部地区で盛んに行われている。漁具は、下図のような構造をしており、中にアミエビ等を入れ、潮の流れを考慮しながら瀬の中へ設置する。1 回の操業時間は、魚が餌を食い尽くさないまでの 40 ~ 60 分程度である。漁具は 3 セット使用し、順次操業していく。

当該漁業は、従前は自由漁業であったが、2015 年 10 月より許可制に移行し、許可の制限又は条件により、使用できるかご数（3 かご以内）、操業時間（夜間禁止）が公的な規制として取り扱われることとなった。

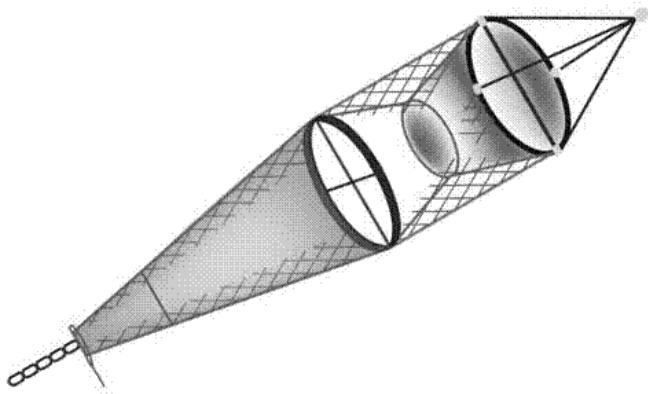


図 カワハギかご網漁業の漁具概略図

### (2) 資源管理の取組

#### ①管理計画の策定地区及び参加経営体数

計画参加地区	計画参加経営体数
賀露地区、酒津地区、浜村地区、夏泊地区、青谷地区、泊地区	34

#### ②管理措置の概要

県中部地域では、漁業者数の増加に伴い、使用出来る魚礁または天然瀬の数に自主的な制限を設けて、漁業秩序の維持を図っている。また、漁獲サイズの規制に関しても、その年の資源状況に応じた機動的な対応を行い、自主規制を講じている地域もあるが、現段階